

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年6月29日 23時45分頃
発生場所	山口県萩市羽島北西方沖 虎ヶ埼灯台から真方位290° 1.2海里付近 (概位 北緯34°28.0′ 東経131°22.5′)
事故の概要	プレジャーボートSEA GULLは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年7月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SEA GULL、5トン未満（長さ10.07m）
船舶番号、船舶所有者等	271-22814山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に破口及び擦過傷、プロペラ翼及び舵に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 低潮時 月没時刻：22時31分頃（月齢3.7）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、萩市尾島北西方沖での釣りを終え、萩市萩港へ帰航を開始した。</p> <p>船長は、操舵室上方のフライングブリッジの椅子に腰を掛け、GPSプロッターを作動させ、手動操舵で操船した。</p> <p>船長は、尾島西方沖で本船を南進させようとしたところ、前路で操業中のいか釣り漁船を多数認めたので、いか釣り漁船群の東方を通り、羽島西方沖を航行して帰航しようと思い、本船を約15ノットの対地速力で南東進させた。</p> <p>船長は、操業中のいか釣り漁船群を右舷側に見て通過した。船長は、月が出ていなかったため羽島の島影を確認できなかったことや萩港の菊ヶ浜付近の街灯りが見えなくなったことから、羽島付近から萩港までは過去のGPSの航跡を辿ろうと考えた。このため、GPSプロッターの操作を行っていたところ、本船は、羽島北西方の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、機関を後進として本船を離礁させ、舵が思い通りに操作できなかったため、バウスラスタを舵の代わりに使用しながら帰航しようとしていたところ、船底からの浸水を認め、自力航行不能と判断して錨泊した。その後、118番通報して海上保安庁に救助要請した。</p> <p>(図1 参照)</p>

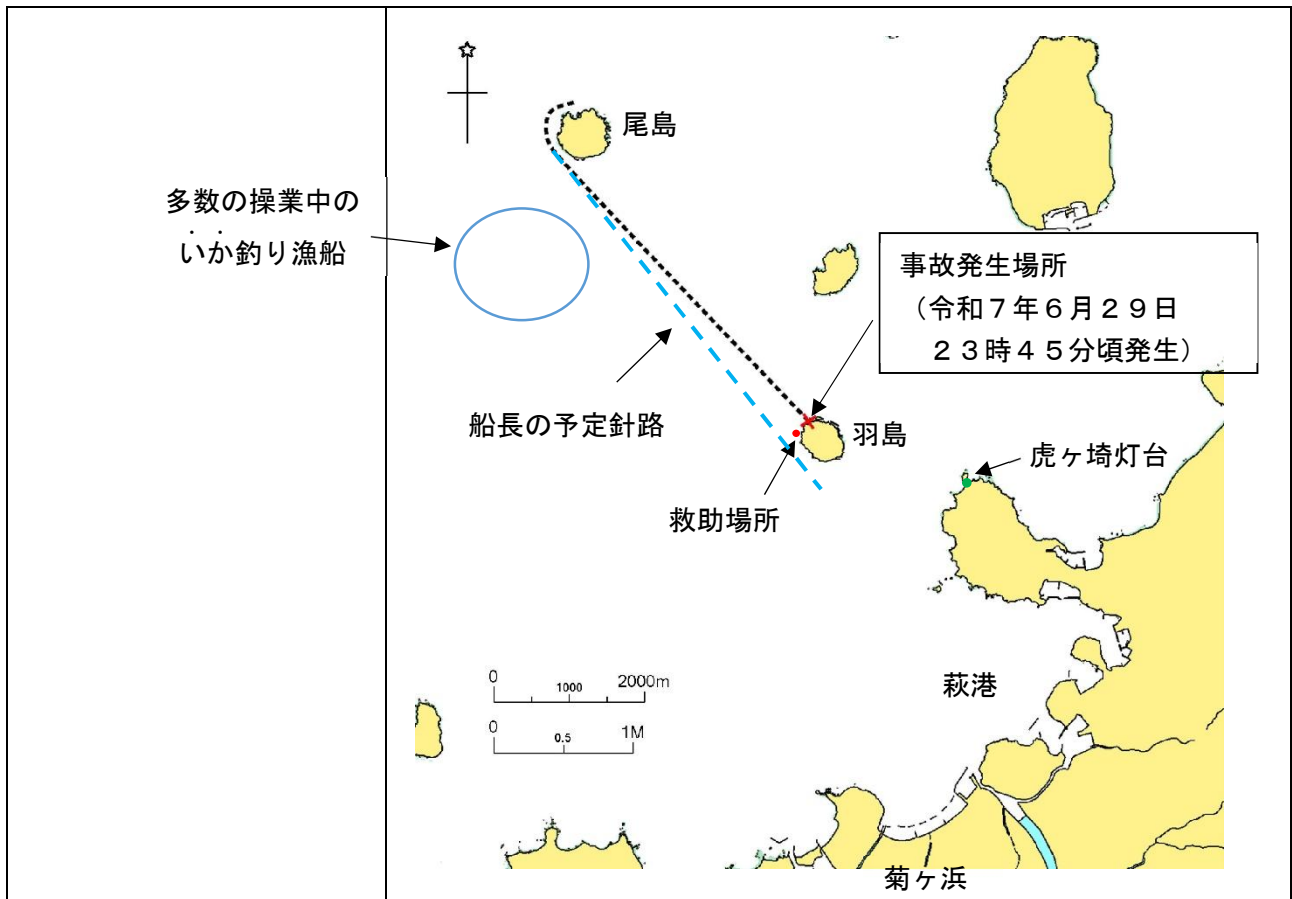


図1 事故発生経過概略図

本船は、来援した巡視艇に横抱きされて萩港に戻った。
 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.3mであった。

<p>分析</p>	<p>船長は、本船が帰航中、GPSプロッターを作動させていたものの、これまでも通航したことのある海域であったことから、目視による操船に頼っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が南東進中、目視での航行に不安を感じたことから、GPSプロッターで進路を確認しようとしたが、本件浅所に向かっていくことに気付く間もなく、本船は本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本事故当日は、月明かりのない暗夜であったことから、船長は進路上にあった羽島の島影を十分に視認できなかった可能性が考えられる。また、漁船群の避航によってふだんよりも進路が東側にずれていたことから、羽島によって、目標針路にしていた萩港の菊ヶ浜付近の街灯りが遮られた可能性が考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が南東進中、船長が、目視のみで操船し、GPSプロッターで船位の確認を行わなかったため、本船が羽島に向かっていくことに気付かず、本船が本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 小型船舶の船長は、目視のみに頼らず、GPSプロッター等の航海計器で船位を確認しながら操船すること。